○**防衛省令第十二号**

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十一並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則等の一部を改正する省令

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第一条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「運用課及び演習計画課」を「防衛課及び運用課」に改める。

第六条中「四課」を「三課」に、「通信電子課演習計画課」を「通信電子課」に改める。

第七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　演習の実施計画に関すること。

第八条第三号中「演習計画課」を「防衛課」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条　削除

第二十条第三項中「航空総隊司令官」の下に「又は航空総隊副司令官」を加える。

第五十八条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第三航空団司令部及び第四航空団司令部にあっては衛生班を置かない。

第六十条中「人事部」の下に「（第三航空団司令部及び第四航空団司令部を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第三航空団司令部及び第四航空団司令部の人事部においては、前項各号に掲げる事務のほか、第六十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七号中「航空総隊司令部幕僚長」を「航空総隊副司令官」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

告　示

○**内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号**

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行に伴い、及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）を実施するため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針の一部を改正する告示

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成二十一年経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「事業革新設備導入計画」を「事業革新商品生産設備導入計画」に改める。

第一条中「第九条第五項」を「第九条第四項」に、「事業革新設備導入計画」を「事業革新商品生産設備導入計画」に改める。

第三条中「第二条第四項第一号イ」を削り、「第二条第八項第一号イ」の下に「、第五条第四項」を加える。

第四条中「第七条第三項第三号」を「第七条第三項第二号」に改め、同条中「である場合」を削る。

第五条中「第七条第三項第三号」を「第七条第三項第二号」に改める。

第九条及び第十条中「第二条第四項第二号ハ」を「第二条第四項第二号ニ」に改める。

第十一条中「第二条第四項第二号ニ」を「第二条第四項第二号ホ」に改める。

第十五条中「第二条第二十一項」を「第二条第二十項」に、「（平成二十一年経済産業省告示第二百十四号。以下「基本指針」という。）九イ1」を「（平成二十三年財務省・経済産業省告示第三号。以下「基本指針」という。）十イ1」に改める。

第十九条中「十イ」を「十一イ」に改める。

第二十二条中「同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画又は同一の業種に属する」を「二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画又は」に、「、当該業種に属する」を「、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む」に、「二以上の事業者又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者と当該事業種に属する」を「申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む」に改める。

第二十三条中「同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画又は同一の業種に属する」を「二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画又は」に、「二以上の事業者又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける」を「申請を行う」に改める。

第二十五条中「十イ」を「十一イ」に改める。

第二十八条中「、当該申請に係る他の事業者から承継する」を「、同条第一項の認定の申請を行う事業者の営む」に改め、「と当該申請に係る他の事業者から承継する事業と同一の」を「と当該」に改める。

第三十条中「第九条第五項第二号」を「第九条第四項第二号」に改める。

第三十一条中「第九条第五項第三号」を「第九条第四項第三号」に、「十イ」を「十一イ」に改める。

第三十二条中「第九条第五項第四号」を「第九条第四項第四号」に改める。

第三十三条中「第九条第五項第五号」を「第九条第四項第五号」に改める。

第三十四条中「第九条第五項第六号イ」を「第九条第四項第六号イ」に、「が経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して行う」を「の営む事業と同一の」に改める。

第三十五条中「第九条第五項第六号ロ」を「第九条第四項第六号ロ」に改める。

第三十七条中「十イ」を「十一イ」に改める。

第四十条中「同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は同一の業種に属する」を「二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は」に、「、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む」に、「二以上の事業者又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者と当該事業種に属する」を「申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む」に改める。